③　開札日時　令和５年11月28日（火）
10時00分
④　開札場所　中日本高速道路株式会社
東京支社

5　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　納付。
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。
また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　総合評価技術提案資料の提出　本工事の総合評価技術提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、総合評価技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価技術提案資料を提出すること。総合評価技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

⑸　総合評価技術提案資料のヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。
なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加通知を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案（設計図書）に基づいて施工しようとする者又は技術提案による競争参加資格を認められなかった者（技術提案の一部が不採用の場合を含む）は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。ただし、技術提案が不採用の場合に入札を辞退する場合は、入札辞退届（入札説明書　様式－４）を入札の締切日前に提出するものとする。

⑺　落札者の決定方法　落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑼　「調査基準価格」を下回る入札を行った者
「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。
なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒀　手続における交渉の有無　無

⒁　契約書作成の要否　要

⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。

⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒅　詳細は入札説明書による。

⒆　契約締結後に配置する技術者の要件
①　技術者の専任に関する事項　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。
㋐　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
㋑　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。
②　技術者の経験に関する事項　現場代理人又は主任（監理）技術者のうちいずれかの者が、元請けとしてしゅん功（完了）認定された求める実績１～３の経験を有すること。（工事経験の工事が完了した年度は問わない）
なお、技術者の経験に関する注意事項は下記のとおりとする。
１）求める実績１～３を同一の者が有している必要はない。
２）求める実績１～３を同一の工事において有している必要はない。
３）技術者の配置期間については、求める実績１の経験を有する技術者は上部工の工事現場が稼働している期間、求める実績２の経験を有する技術者は下部工の工事現場が稼働している期間、求める実績３の経験を有する技術者は場所打ち杭の工事現場が稼働している期間とする。
４）特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同経験として認める。
求める実績１
道路橋におけるコンクリート上部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート上部工とは、ＲＣ上部工又はＰＣ上部工のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績２
道路橋におけるコンクリート下部工の新設又は拡幅を実施した工事
注）コンクリート下部工とは、橋脚又は橋台のことをいう。また、橋梁形式は問わない。
求める実績３
道路橋における場所打ち杭を施工した工事
③　共同企業体における配置技術者に関する事項　共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,500万円以上になるときは、構成員のうち１社は監理技術者を設置しなければならない。

⒇　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せ